公益社団法人
福島県トラック協会 広報誌

やだち

7
2016 VOL.426

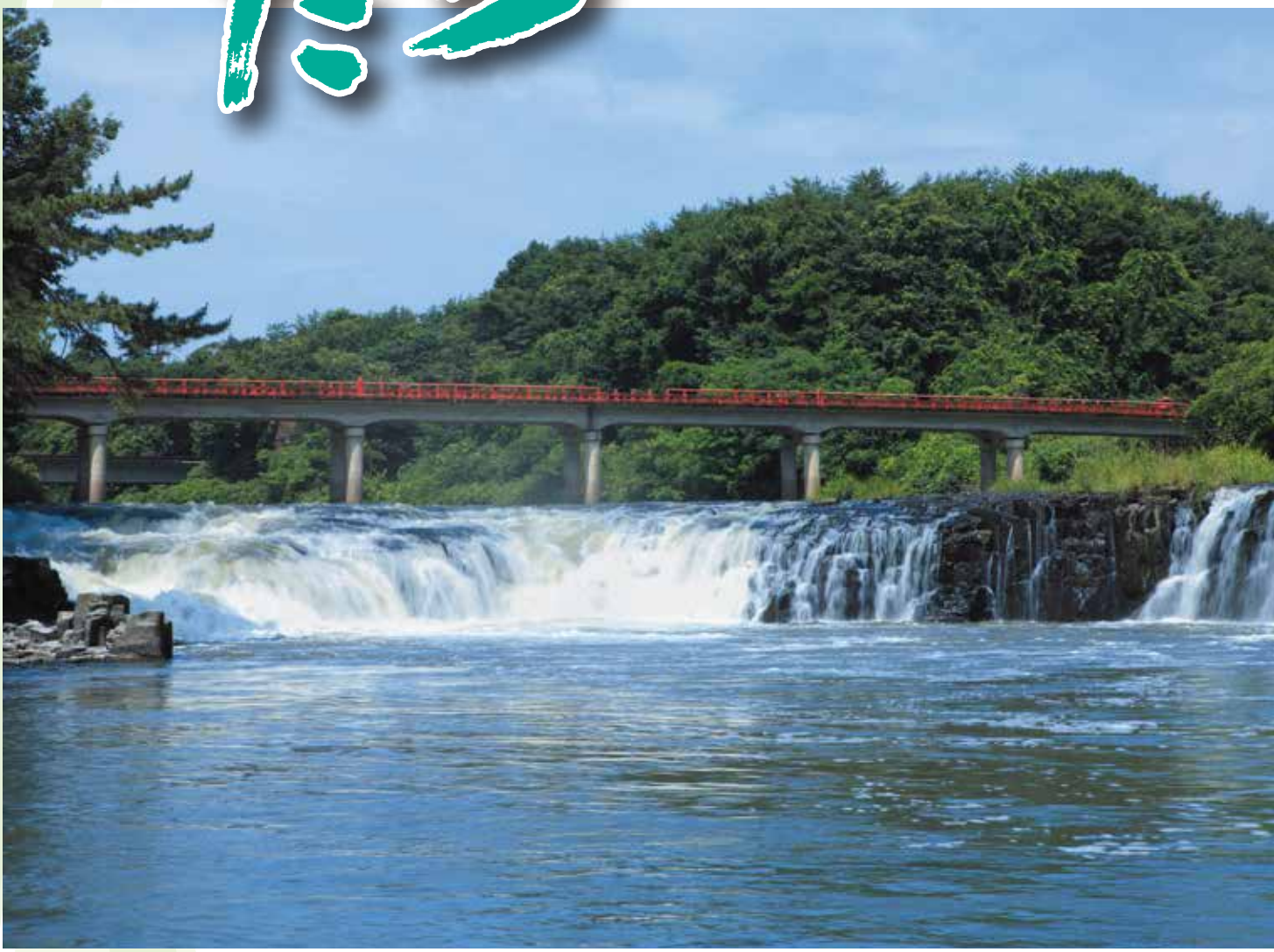

▲乙字ヶ滝（須賀川市）

トピックス　当協会から3名が東北運輸局長表彰を受賞

福島県
- 平成28年夏の交通事故防止県民総ぐるみ運動

県ト協
- トラックドライバーコンテスト県大会日程について

適正化
- 7月1日から14日まで安全性評価事業（Gマーク）申請受付

青年部会
- 青年部会が総会

陸災防
- 陸運災防指導員・分会事務局長会議
- 第35回福島県フォークリフト運転競技大会

お知らせ
- 事業報告書、事業実績報告書について

県ト協　福島県トラック協会ホームページでは必要な情報をいち早くお知らせしております

http://fukutora.lat37n.com/　福島県トラック協会　検索

福島県トラック協会のホームページでは会員各位において必要な情報をいち早くお知らせしております。

会員専用ページにおいては、様々な情報取得が可能となり、適正化事業部では届出関係の各種様式もPDFやExcel、Wordデータで掲載しております。

今後もホームページの充実化を図り、よりタイムリーで的確な情報発信を行ってまいりますので、積極的にご活用いただけますようよろしくお願いいたします。

CONTENTS

トピックス	当協会から３名が東北運輸局長表彰を受賞	3
福島県	平成28年夏の交通事故防止県民総ぐるみ運動	10
県ト協	福島県トラック協会ホームページでは必要な情報をいち早くお知らせしております	2
	トラックドライバーコンテスト県大会日程について	3
	運行管理者試験受験対策勉強会のご案内	6
	人事異動	7
	７月の行事予定	11
	会員だより	16
適正化	７月１日から14日まで安全性評価事業認定申請受付	4
	安全性評価事業（Gマーク）事前相談会を開催	7
青年部会	（公社）福島県トラック協会青年部会が総会	7
協同組合	ふくトラネットワーク協同組合　KIT情報	11
陸災防	フォークリフト荷役技能検定（２級）試験のご案内	12
	陸運災防指導員・分会事務局長会議	14
	第35回福島県フォークリフト運転競技大会	14
お知らせ	福島復興支援輸送協同組合からのお知らせ	8
	交通事故統計	11
	「夏季の省エネルギー対策」について	15
	事業報告書、事業実績報告書について	16

トピックス　当協会から３名が東北運輸局長表彰を受賞

写真左から【荒川専務理事、細谷社長、七尾運輸局次長、永松運輸局長、蛭田社長、遠藤社長、渡邉会長】

平成28年東北運輸局自動車・観光関係功労者表彰式は６月１日㈬に仙台市「ホテルメトロポリタン仙台」において開催され、本県会員事業所からは３名が表彰された。

受賞者は次のとおり。

遠藤　秀弥氏（中村貨物運送㈱　社長）

蛭田　政男氏（㈲だいわ運送　社長）

細谷　博之氏（会津本郷貨物運送㈱　社長）

受賞者は皆、長年に渡りトラック運送業界への多大な貢献が評価されての受賞となった。

県ト協　トラックドライバーコンテスト県大会日程について

平成28年度トラックドライバーコンテスト県大会は下記により各支部予選会を勝ち抜いてきた選手により開催いたします。

なお、競技は学科（法規、構造機能、運転常識）と実科（整備点検）で事業所規模別（所有台数50台以上をＡクラス、50台未満をＢクラス）に分けての２部制で実施します。

日　時　平成28年７月27日㈬　９時30分～

場　所　福島市「(公社)福島県トラック協会　福島研修センター」

適正化　7月1日から14日まで安全性評価事業認定申請受付

「貨物自動車運送事業安全性評価事業」の申請期間は７月１日㈮より14日㈭（土・日曜日は除く）までとなっております。

なお、これまで受付期間終了日を含む最後の３日間に申請が集中しています。今回も同期間は混雑等が予想されますので、可能な限り早めに申請手続きを行っていただけるようご理解、ご協力をお願いいたします。

平成28年度Gマーク更新事業所の皆様へ

7月1日㈮より14日㈭の更新申請の際には、下記更新ハガキを関係書類と併せてご持参ください。

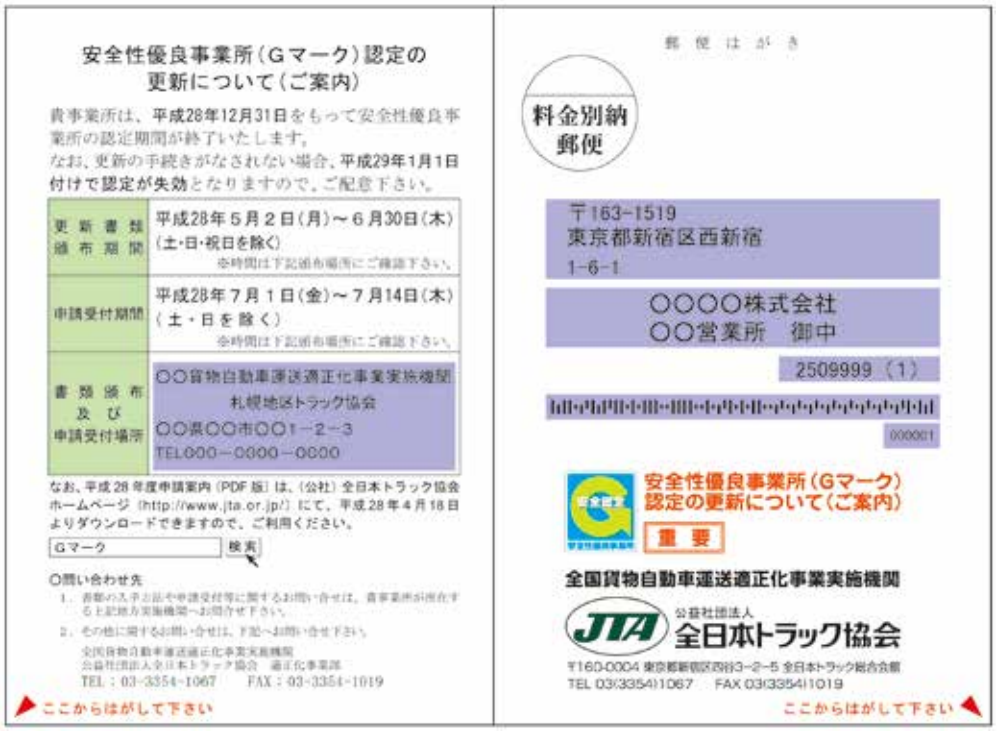

安全性優良事業所（Gマーク）認定の更新について（ご案内）

貴事業所は、平成28年12月31日をもって安全性優良事業所の認定期間が終了いたします。
なお、更新の手続きがなされない場合、平成29年1月1日付けで認定が失効となりますので、ご留意下さい。

更新書類頒布期間	平成28年５月２日（月）～６月30日（木）（土・日・祝日を除く）※時間は下記頒布場所にご確認下さい。
申請受付期間	平成28年７月１日（金）～７月14日（木）（土・日を除く）※時間は下記頒布場所にご確認下さい。
書類頒布及び申請受付場所	○○貨物自動車運送適正化事業実施機関 札幌地区トラック協会 ○○県○○市○○1－2－3 TEL000－0000－0000

なお、平成28年度申請案内（PDF版）は、（公社）全日本トラック協会ホームページ（http://www.jta.or.jp/）にて、平成28年４月18日よりダウンロードできますので、ご利用ください。

Gマーク　検索

○問い合わせ先
1．書類の入手方法や申請受付等に関するお問い合せは、貴事業所が所在する上記地方実施機関へお問合せ下さい。
2．その他に関するお問い合せは、下記へお問い合せ下さい。
全国貨物自動車運送適正化事業実施機関
公益社団法人全日本トラック協会　適正化事業部
TEL：03-3354-1067　FAX：03-3354-1019

ここからはがして下さい

郵便はがき

料金別納郵便

〒163-1519
東京都新宿区西新宿
1-6-1

○○○○株式会社
○○営業所　御中

2509999（1）

000001

安全性優良事業所（Gマーク）認定の更新について（ご案内）

重要

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

公益社団法人 全日本トラック協会

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック総合会館
TEL 03(3354)1067　FAX 03(3354)1019

ここからはがして下さい

更新手続きにあたっての留意事項

更新手続きにあたっては、前回認定時の申請方法並びに評価点数により、手続き方法が異なります。下表の内容をご確認の上、更新手続き書類の準備・作成をお願いいたします。
（詳細は、平成28年度申請案内をご確認ください。）

貴事業所は前回（平成25年度）の更新申請の際、E方式で評価を受けていますので、今回はA方式の評価を受けることになります。（A方式以外での申請はできません。）

（参考）貴事業所の前回（平成25年度）の評価点数

認定番号	2509999（1）	
評価点数	Ⅰ．安全性に対する法令の遵守状況（配点40点）	40点
	Ⅱ．事故や違反の状況（配点40点）	40点
	Ⅲ．安全性に対する取組の積極性（配点20点）	20点
	合　計	100点

○ 申請料（申請書により申請料が異なります）
①Web申請書作成システムで作成した申請書による申請：無料
②複写式申請書による申請：1,000円（税込）

○ Gマーク Web申請書作成システムについて

Gマーク申請において、安全性評価申請書（第１号様式及び第６号様式）及び自認書（第２号様式及び第10号様式）をWeb上で作成するシステムの運用を開始しました。当システムの利用方法は、全日本トラック協会ホームページをご確認下さい。

貴事業所のWeb申請書作成システムへのログインID及びパスワードは、下表のとおりです。

ログインID	12345678
パスワード	1aBcDeFgH9

Web上で申請書を作成されても、**地方実施機関の受付窓口**において受付手続を行う必要があります**ので**、十分ご注意ください。（Web登録で申請受付完了とはなりません。）

安全と安心をはこぶ マーク

安全認定
安全性優良事業所

※「Gマーク」の「G」は「Good」(良い)、「Glory」(繁栄)の頭文字「G」を取ったものです。

平成28年度　貨物自動車運送事業安全性評価事業

「安全性優良事業所」認定のための申請 7月開始！

申請受付期間
平成28年7月1日(金)～7月14日(木)
土・日を除く

申請書類の領布期間

❶地方適正化実施機関※による領布
平成28年5月2日(月)～6月30日(木)
土・日、祝日を除く
※申請書類は、事業所が所在する都道府県の地方貨物自動車運送適正化事業実施機関「都道府県トラック協会」で入手してください。

❷インターネットによる入手(作成)※
平成28年4月18日(月)～7月14日(木)
※インターネットによる申請書類の入手(作成)後、事業所が所在する都道府県の地方貨物自動車運送適正化事業実施機関「都道府県トラック協会」で申請受付期間内に必ず申請受付手続きを行ってください。

インターネットを利用して申請書類が作成できます。
申請案内など詳しくは「Gマーク」で検索。
Gマーク　検索

国土交通大臣指定　全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

●「安全性優良事業所認定制度」に関する詳しい内容については、ホームページをご覧ください。
http://www.jta.or.jp

JTA 公益社団法人 全日本トラック協会

〒160-0004
東京都新宿区四谷3-2-5　全日本トラック総合会館
TEL.03(3354)1067　FAX.03(3354)1019

県ト協　運行管理者試験受験対策勉強会のご案内

（公社）福島県トラック協会

平成28年度第１回運行管理者試験は、８月28日㈰に実施されます。

今般、当協会の主催により下記のとおり受験対策として２日間の勉強会を開催いたしますので、受験される方またはこの機会に勉強したい方がおられましたら、ぜひ受講されますようご案内いたします。

平成27年度第2回試験合格率　福島県　２７.１％　勉強会参加者 ３９.２％
前回本勉強会を受講された方は福島県平均より合格率が高い結果が出ています。

記

１	日　　時	平成28年８月17日㈬・８月18日㈭　９時～18時(受付８時30分から)
２	場　　所	県トラック協会福島研修センター２F大会議室（住所：福島市飯坂町平野字若狭小屋32）
３	講習内容	関係法令の研修等受験指導等
４	対　　象	**福島県トラック協会会員事業所**
５	募集定員	120名(定員になり次第締め切ります)
６	テキスト	**㈱輸送文研社発行の「運行管理者国家試験　貨物編　平成28年8月受験対策版」** **※過去のテキストや輸送文研社以外のテキストでは受講できません。**
７	受 講 料	**１人3,000円（指定の輸送文研社発行テキストがある場合はご連絡ください）**
８	申 込 み （お 支 払）	下記申込書に記入し、ＦＡＸまたは郵送にて申込み下さい。 **受講料は期日までに窓口持参または現金書留にて下記トラック協会事務局へ納入下さい。期日までに受講料の支払いがない場合は受講できません。** **なお、開催日当日の納入も受け付けません。**
９	申込期日	平成28年７月15日㈮まで ・受講料納入確認後、テキスト等を郵送いたしますので、本勉強会を受講される前に必ず自読してください。また領収書はテキストと同封して送付いたします。 **・テキスト発送後のキャンセルは受講料を返金いたしません。**
10	問合せ先	（公社）福島県トラック協会　総務部／佐川　住所：福島県福島市飯坂町平野字若狭小屋32 TEL：０２４－５５８－７７５５　FAX：０２４－５５８－７７３１

運行管理者試験受験対策勉強会
受 講 申 込 書

１　事業所名（資料送付先および電話番号を明記して下さい）※電話･FAXは日中連絡が取れる番号

（１）　事業所名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（２）　所属支部（○で囲む）　県北　県中　県南　会津　相双　いわき

（３）　郵便番号　＿＿＿－＿＿＿＿＿

（４）　住　　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（５）　電話番号　＿＿＿＿＿＿＿＿　FAX番号　＿＿＿＿＿＿＿＿

２　受講希望者名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※㈱輸送文研社「運行管理者国家試験貨物編平成28年8月受験対策版」を既にお持ちの方はご連絡ください。
※過去のテキストや輸送文研社以外のテキストでは受講できませんのでご注意ください。

※試験の申込ではありません。試験受験者を対象とした受験対策のための勉強会です。
※当勉強会のご案内については、本広報誌「わだち」掲載前に、全会員事業者様へ一斉FAX及び当協会ホームページでもご案内し広く周知しております。
おかげ様で当勉強会は受験者の皆さまから大変好評を得ており、本広報誌が届く前に募集締め切りとなる場合がございますので、その際はご容赦ください。

青年部会　(公社)福島県トラック協会青年部会が総会

（公社）福島県トラック協会青年部会は６月11日㈯に福島市「福島県トラック協会　福島研修センター」において、39名が参加して総会を開催した。

はじめに、割谷明裕青年部会長があいさつし、議事では平成27年度事業報告及び収支報告、平成28年度事業計画（案）及び平成28年度収支予算（案）について協議した。事業計画においては、講演会、研修会等の実施や全ト協・東北ブロックで開催する事業への参加、会員100名（現在98名）に向けての会員の拡大等を決定した。

県ト協　人事異動

次のとおり人事異動がございましたのでお知らせいたします。

役職(前役職･前職)	氏　名
業務部(新規採用)	杉田（すぎた）　敦美（あつみ）
退職(事務局長)	山田（やまだ）　幸雄（ゆきお）
事務局長兼総務部長(総務部長)	穂積（ほづみ）　央男（てるお）
総務部長代理(総務課長)	清野（せいの）　隆（たかし）

適正化　安全性評価事業（Gマーク）事前相談会を実施

７月１日より始まるＧマーク本申請の前に、申請書及び書類の事前チェックや取得に向けたアドバイスを行う「Ｇマーク取得（申請）のための事前相談会」を６月中旬から下旬にかけて、県中、県南、いわき、会津の４支部で計５回実施した。

相談会には今年度申請予定事業所が相談に訪れ疑問点や問題点等を解決し、１日からの本申請に備えた。

お知らせ　福島復興支援輸送協同組合からのお知らせ

■ 事業協同組合設立の経緯

「福島復興支援輸送協同組合」は昨年10月30日に創立総会を開催し、県ト協の役員事業者24社をもって輸送品目を中間貯蔵施設の建設資材として定款に定め設立されました。これは、本来取り組むべき汚染土壌等の除染廃棄物輸送が、大熊町・双葉町に建設が予定されている中間貯蔵施設の用地買収が停滞し先行きが不透明な状況ではあったものの、業務が見え始めてからの立ち上げでは遅いとの危惧と、中間貯蔵施設の建設資材搬入の引き合いが「東京産業㈱」からあったことがきっかけとなりました。

■ 現在までの業務の実績

三菱商事系列の東京産業㈱と協調し、仮保管場建設用のU字溝等のコンクリート製品輸送を4月、5月で延べ大型平ボディ車で23台の運行実績を上げることができました。しかしながら、中間貯蔵施設予定地の用地買収の進展がない限り、大量の建設資材輸送の見込みは少なく、実績のあった程度の仮保管場建設に伴うコンクリート製品の輸送しか見込めない状況です。

■ 汚染土壌等の除染廃棄物輸送の現状

一方、環境省は平成27年度において汚染土壌等の除染廃棄物輸送も含めた除染等業務として大手ゼネコンに発注し、パイロット輸送と称して約1万立方メートルの除染廃棄物の輸送が実施されています。建設工事に付随する業務との解釈から、白ナンバーを含めたダンプトラックでの輸送となりました。又、平成28年度においては15万立方メートルの除染廃棄物の輸送が計画され、更には学校等の施設に保管されている除染廃棄物を優先して輸送するとの発表がされる等、取り巻く状況は刻一刻と変化しています。

■ （公社）福島県トラック協会のスタンス

福島県トラック協会としては、ダンプトラックと比較して1台当たりの積載量と輸送中の飛散防止の点で優れているウィング車及び平ボディ車の活用と、行われた輸送が運賃取りの営業行為の疑いがあり、白ナンバートラックを排除し、コンプライアンスや品質面や安全面において優れている緑ナンバートラックの活用を機会あるごとに訴えてきました。そのためには現行のゼネコン受注形態から輸送部門のみを国から直接受注できるように発注方法の変更について求めてきましたが、残念ながら理解を得ることができずに今に至っています。

■ 輸送品目の追加を決定

去る5月26日に開催されました「福島復興支援輸送協同組合第1回定時総会」において定款の定める輸送品目に「汚染土壌等の除染廃棄物」を追加することが満場一致で決定されました。国からの直接受注を目指すという基本スタンスを維持しながら、現在発生しているゼネコンが受注した輸送業務も取り込んでいこうというものです。汚染土壌等の除染廃棄物輸送は、平成32年度まで右肩上がりでの計画が発表されていますが、本格輸送は常磐自動車道の大熊IC、双葉ICの完成を待ってのこととの予測もあります。本格輸送ともなれば現在のダンプトラックのみの対応では到底まかなえない輸送量となりますが、それまではダンプトラックのみでの輸送が予測されます。

■「除染電離則」とは?

厚生労働省は、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原発事故により放出された放射性物質に汚染された土壌等の除染業務又は廃棄物収集等業務に従事する労働者の放射線障害防止のため、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（略して「除染電離則」）を平成23年12月22日に交付しました。この法律は、該当する労働者の被ばく線量をできるだけ少なくして放射線障害を防止しようというもので、とても詳細に規定されています。

■「除染等業務」とは?

①土壌等の除染等の業務　②廃棄物処理等の業務　③特定汚染土壌等の取扱の業務の3つの業務を指します。その内の②廃棄物処理等の業務については「除染特別地域等に係る除去土壌又は事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の収集、運搬、保管又は処分に係る業務」となっています。従って、「汚染土壌等の除染廃棄物輸送」は「除染等業務」に含まれます。　※法定特別教育（学科4時間、実技1.5時間）

■「特定線量下業務」とは?

「除染等特別地域等内における、平均空間線量率が2.5μSv/時を超える場所において事業者が行う除染等業務以外の業務」とされています。従って、現在実施している建設資材の輸送は「特定線量下業務」となります。

※法定特別教育（学科2.5時間）

■「放射線被ばく線量管理」とは?

該当する業務に従業員を従事させようとする事業者は、「除染電離則」を遵守し従業員個々の被ばく線量を管理しなければなりません。具体的には従事者に対して業務の都度ポケット線量計を持たせ日々の被ばく線量を記録し、毎月の累計、1年間の累計、5年間の累計を管理することになります。そして法律に定める被ばく限度の数値を超えないようにしなければなりません。

■ 福島復興支援輸送協同組合　加入募集について

福島復興支援輸送協同組合第3回理事会において、除染廃棄物輸送の獲得に向け組合員を募集することが確認されました。　現時点においてはダンプトラック以外の平ボディ車、ウィング車、トレーラ等の車種は取り組める状況にないとの状況判断と、具体的な輸送案件が不透明な状況の中で組合加入による出資金や賦課金、ポケット線量計の購入やGPS機器導入に係る費用（リース）等、組合員の皆さんの経済的負担を考慮して、今回は県トラック協会ダンプカー部会会員を対象に募集することにいたしました。今後も状況の変化によって追加募集を行ってまいりますが、除染廃棄物輸送に参加を希望される会員の皆さんにおいては、まずダンプカー部会に加入していただき（会費はとっておりません）、参加の意思を事務局までお伝えください。

第１回目の募集内容は以下の通りです。

１．	募 集 対 象	除染廃棄物等を輸送できるダンプカー部会会員
２．	募 集 期 間	平成28年６月16日㈭から平成28年６月23㈭
３．	出　資　金	１口１万円（５口以上）
４．	賦　課　金	月2,500円（年２回分納）
５．	利用手数料	成約運賃の５％
６．	下記の「応募にあたっての留意事項」を承知の上、加入判断を願います。	

応募にあたっての留意事項

汚染土壌等の除染廃棄物輸送は、法律（除染電離則）上「除染等業務」に含まれます。従いまして、除染作業と同様に作業者の健康を害することのないよう、個別の被ばく線量の管理や特別講習の受講など細心の注意を払うことが義務付けされております。つきましては、組合加入を判断する前に知っておいていただきたい必要な具体的な内容を下記の通り記載いたしますので、ご確認ください。

1.作業従事者は「除染等業務特別講習」を受講しなければなりません。従いまして、予め作業従事者は事前に「登録」しなければならず、登録していない方は従事できません。
2.作業従事者は「ホールボディカウンタ（WBC）」を3か月に1回受診しなければなりません。
3.高線量地域での作業となりますので、企業の業務命令で本人の同意なく業務を行わせることは違法となります。労働組合がある場合は労使協定が必要です。労働組合が無い場合は、従事者本人からの同意が必要です。
4.料金については、運賃の他に「特殊勤務手当」を収受できますが、これは従事者本人に全額支給しなければなりません。確認のために行政又はJV等から給料支給明細の開示を求められます。
5.使用する車両も登録が必要であり、登録外の車両を使用することはできません。
6.協同組合と利用運送契約を締結いたします。契約書に貼付する印紙代（4千円）はご負担いただくことになります。
7.被ばく線量を計測する「ポケット線量計」を準備いただくことになります。
8.運行状況管理のためのGPS機器を購入（リース）いただくことになります。

※ポケット線量計及びGPS機器につきましては、当協同組合で斡旋するよう準備を進めております。

お問い合わせ先

福島復興支援輸送協同組合　事務局　担当:清野
電話:024－558－7755　FAX:024－558－7731

福島県 平成28年夏の交通事故防止県民総ぐるみ運動

1　目　的

この時期には、 夏季特有の暑さや行楽等による疲労、 開放感による無謀運転などが増加することに伴い、 交通事故の多発が予想される。

本運動は、 このような情勢を踏まえ、 県民一人一人の交通安全意識を高め、交通ルールの遵守・交通マナーの実践を習慣づけることにより、県民総ぐるみで交通事故防止を図ることを目的とする。

2　期　間　平成28年7月16日(土)から7月25日(月)までの10日間

3　運動のスローガン　「カチッとね ベルトが守る その笑顔」

4　運動の重点　(1)運動の基本　子どもと高齢者の交通事故防止

(2)重点　ア 自転車の安全利用の推進（特に、福島県自転車安全利用五則の周知徹底）

イ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの徹底

ウ 飲酒運転の根絶

5　県下一斉広報強化日　平成28年7月16日(土)、7月22日(金)

6　主　唱　福島県、福島県交通対策協議会

運動の基本・重点に関する主な推進項目

運動の基本	子どもと高齢者の交通事故防止
内　容	(1)子どもとその保護者及び高齢者の交通安全意識の高揚を図りましょう。 (2)子どもや高齢者等の交通弱者に対する保護意識の醸成を図りましょう。
職場では	(1)朝礼や打合せの際に、交通安全を呼びかけるとともに、事業所等の業務形態に応じた交通安全講習会等を開催し、子どもや高齢者の行動特性・運動能力等について理解を深め、思いやりのある運転を励行しましょう。 (2)通学路や生活道路等を通行する車両の運転者に対して、スピードを落として安全に走行するよう指導しましょう。 (3)社内広報誌（紙）等を活用し、安全運転や交通事故情勢などに関するきめ細かな情報提供を行い、職員による地域の各種交通安全啓発活動への参加を促進しましょう。

運動の重点1	自転車の安全利用の推進（特に、福島県自転車安全利用五則の周知徹底）
内　容	自転車利用者の交通安全意識の高揚を図り、車両としての交通ルールの向上を促進することにより、自転車乗用中の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為を防止しましょう。
運転者は	自転車の特性を理解し、交差点における巻き込み事故などの自転車事故防止に努めましょう。
職場では	自転車通勤者等に対し、「福島県自転車安全利用五則」などの自転車の交通ルール・マナーを指導し、自転車乗用中の交通事故と自転車利用者による危険・迷惑行為を防止しましょう。

運動の重点2	後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
内　容	後部座席を含めた後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底し、交通事故発生時における被害の防止・軽減を図りましょう。
職場では	(1)朝礼や打合せの際、シートベルトとチャイルドシート着用の必要性・効果について周知し、後部座席を含め、全ての座席で正しく着用するよう指導しましょう。 (2)通勤時に着用状況の点検を行うなどにより、シートベルトの正しい着用を徹底しましょう。

運動の重点3	飲酒運転の根絶
内　容	(1)飲酒運転を始め、無免許運転、危険ドラッグを使用した上での運転等の悪質性・危険性、飲酒運転等に起因する交通事故の悲惨さを認識し、飲酒運転等を根絶しましょう。 特に、夏は、 暑さや行楽による過労運転等を原因とした、夏特有の交通事故が増える傾向があることを認識し、十分注意するとともに、正しい交通ルール・マナーを実践しましょう。 (2)飲酒を伴う各種行事や会合等には、車を持ち込まないようにしましょう。やむを得ず持ち込む場合は、ハンドルキーパーを決めておくなどして、飲酒運転を絶対にしないようにしましょう。 (3)飲酒運転を助長する行為（酒類提供、車両提供、車両同乗）は、絶対にしないようにしましょう。
運転者及び自転車運転者は	(1)飲酒運転等の悪質性・危険性、事故を起こしたときの責任の重大性を十分認識し、運転者としての責任を自覚しましょう。 (2)飲酒後、アルコールが体内で分解されるまで相当の時間が必要なことを認識し、当日又は翌日の飲酒運転を防止しましょう。 (3)自転車も「車両」であることを認識し、飲酒後は自転車に乗らないことを徹底しましょう。
運転者は	(1)朝礼や打合せの際、飲酒運転等の悪質性・危険性、事故を起こしたときの責任等について周知するなど、飲酒運転等を絶対しないよう指導しましょう。 (2)自動車運送事業所等では、点呼時におけるアルコ ール検知器の使用など、飲酒運転根絶に向けた対策を徹底しましょう。 (3)飲酒を伴う会合等では、車を持ち込まないようにしましょう。やむを得ず持ち込む場合は、ハンドルキーパーを決めておくなど、絶対に飲酒運転をしないようにしましょう。 (4)定期的に従業員の運転免許証の有無等を確認し、無免許運転を防止しましょう。

７月の行事予定

日　程	行　事　内　容	開　催　場　所
11日(月)	福島県高速道路交通安全協議会総会	福島市「ザ・セレクトン」
15日(金)	ダンプカー部会定時総会	郡山市「県中研修センター」
19日(火)	平成28年度引越基本講習	郡山市「県中研修センター」
20日(水)	平成28年度引越管理者講習	郡山市「県中研修センター」
27日(水)	トラックドライバー・コンテスト県大会	福島市「福島研修センター」
28日(木)	平成28年度第２回整備管理者選任前研修	郡山市「県中研修センター」

協同組合　平成28年度ふくトラネットワーク協同組合　ＫＩＴ情報

「Web KIT」荷物（求車）・車両（求荷）の情報登録・成約件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合　計	前年同期合計	増　減
荷物(求車)登録件数	356件	275件											631件	558件	+73件
荷物(求車)成約件数	76件	106件											182件	208件	−26件
成約率	21.3%	38.5%											28.8%	37.3%	−8.5ポイント
車両(求荷)登録件数	255件	177件											432件	485件	−53件
車両(求荷)成約件数	128件	115件											243件	326件	−83件
成約率	50.2%	65.0%											56.3%	67.2%	−10.9ポイント

※上記表にはKIT外成立は含みません

お知らせ　交通事故統計

第一当事者が県内居住の事業用貨物車の交通事故発生状況は平成27年に比べ平成28年では発生件数（−8）、死者数（−1）、傷者数（−16）となっている。**交通規則を守ることは、社会人としての基本的な責務です。会員事業所におかれましても、プロドライバーとして、より一層の交通安全対策をお願いします。**

交通ルールの遵守、思いやり運転等交通マナーアップ　交差点での安全確認の励行　速度の抑制

第一当事者が県内居住の事業用貨物車の交通事故発生状況（５月末）

		1月	2月	3月	4月	5月	合計	平成27年に比べての増減数	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間合計
27年(概数)	発生件数	8	5	13	13	8	47		5	10	13	12	10	11	5	113
	死 者 数				1	1	2							1	1	4
	傷 者 数	13	10	15	17	9	64		5	12	15	18	11	11	5	141
28年(概数)	発生件数	9	5	11	7	7	39	−8								
	死 者 数				1		1	−1								
	傷 者 数	11	11	12	6	8	48	−16								

陸災防 平成28年度 フォークリフト荷役技能検定（2級）試験のご案内

陸上貨物運送事業労働災害防止協会（陸災防）では、平成27年度より「フォークリフト荷役技能検定」を実施しました。この検定制度は、フォークリフト運転技能講習修了者等を対象として、より安全で正確かつ迅速な作業を評価・認定し、労働災害の防止に寄与することを目的としています。平成28年度2回目は検定2級を以下により実施します。多数のフォークリフト運転者の皆様のご参加をお待ちしております。

フォークリフト荷役技能検定（2級）

フォークリフト運転技能講習修了後3年程度のフォークリフトによる荷役作業の実務経験を有する中級のフォークリフト運転者を標準として技能検定を実施します。
技能検定試験は、学科試験及び実技試験（点検試験・運転試験）で行います。

【点検実技試験】

受検資格

フォークリフト運転技能講習修了後、2年以上の実務経験を有する者

開催日時・場所・スケジュール

- 開催日時　平成28年10月26日㈬
- 開催場所　福島県トラック協会研修センター（福島市飯坂町平野字若狭小屋32）
  他全国12会場
- 定　　員　各開催地　約20名
- お申込み　陸災防本部ホームページで希望開催地の空き状況を確認後、受検申請書をダウンロードし、必要事項を記載の上、陸災防本部にファックス又は郵送にて申込み下さい。
  受検２週間前を目途に、受検票等をご本人様あてに郵送します。

試験科目と合格基準

試験科目		試験内容の概要	配点
学科試験		荷役作業一般、関係法令及びフォークリフトの走行・荷役・力学についての基本的な知識（計50問）	300点
実技試験	点検試験	作業開始前点検（43項目）の各項目について点検を行う 【陸災防本部ホームページに点検試験参考動画掲載】	200点
	運転試験	所定の運転コースで、適切な走行、運搬、積卸し作業を行う 【陸災防本部ホームページに運転試験参考動画掲載】	500点

【合格基準】

合格者は、学科試験及び実技試験のいずれにも合格した者です。

- 学科試験の合格者は、学科試験の点数が満点の80%以上の者
- 実技試験の合格者は、点検試験と運転試験の合計点数が80%以上で、かつ点検試験の点数及び運転試験の点数がいずれも、それぞれの満点の60%以上の者

受検費用

- 学科試験受検手数料　5,400円（税込）
- 実技試験受検手数料　21,600円（税込）

※お申し込み後のキャンセル料等については、当該検定の規程によります。

【運転実技試験】

合格証・認定徽章の交付

検定合格者には、合格証と認定徽章を交付します。

【認定徽章】

受検料の福島県支部助成金の交付

福島県支部は、本技能検定制度の趣旨に沿い、福島県支部会員事業場の労働災害防止及び安全衛生活動の取組み強化のための支援策として、受検料の一部を次により交付します。

（但し、次年度以降の取扱いは、別途検討の上決定いたします。）

- 対　象　者　　陸災防福島県支部会員事業場
- 助 成 対 象　　会員事業場の従業員が平成28年度中に福島会場で実施したフォークリフト荷役技能検定試験（２級）を受検した者を対象とします。
- 助成交付額　　１人当り20,000円とし、会員事業場に対して助成します。
- 申請手続き　「フォークリフト荷役技能検定（２級）受検料助成金交付申請書」（所定様式）に必要事項を記入捺印の上、陸災防本部発行の領収書（受検票）の写しを添え陸災防福島県支部に請求する。

※福島県支部所定様式の「助成金申請書」は、受検の際に配布いたします。

検定制度の導入メリット

- 社員の技能能力向上教育として
- 社内指導者の資格制度として
- 荷主等への安全性評価として

検定の詳細・申込み・問合せ

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 技術管理部

住所：東京都港区芝5-35-1　産業安全会館6階
TEL：03-3455-3857 / FAX：03-3453-7561
Mail：ginou-kentei@rikusai.or.jp

本技能検定の受検案内、試験内容等の詳細については、陸災防ホームページ「フォークリフト荷役技能検定」ページからご覧いただけます。

「陸災防」 http://www.rikusai.or.jp/public/ginou-kentei/

陸 災 防　陸運災防指導員・分会事務局長会議

平成28年度第1回陸運災防指導員・分会事務局長会議は、6月9日、福島県トラック協会会議室において開催された。

会議冒頭、荒川常任委員より「荷役災害事故、交通災害事故をトラック業界からなくすことを目的に指導強化を願う。」と挨拶があり、続いて、来賓として福島労働局健康安全課近藤安全専門官より、「陸上貨物運送業における労働災害発生状況とその防止対策について」資料に基づき説明があり、「昨年は労働災害が減少したが、今年に入り増加傾向に転じているため、ここで、指導強化をはかりこの傾向に歯止めをかけて欲しい」と挨拶があった。

その後、議事に入り、28年度の事業計画の具体的な取組と、夏期労働災害防止強調運運動の取組等について討議を行い、会員事業場への指導取り組み強化を確認した。

陸 災 防　第35回福島県フォークリフト運転競技大会

大沼　亨さん（日本通運㈱福島支店）
後藤信二さん（いわき大王紙運輸㈱）
が全国大会へ

陸災防福島県支部主催、フォークリフトの運転技術の向上と労働災害防止を目的とした第35回福島県フォークリフト運転競技大会は、6月25日、県トラック協会研修センターで開催され、県内各分会より推薦された28人（18企業）が出場し、会社の車両保有台数が50台以上（A部門）と50台未満（B部門）の二部門で学科、点検、運転競技を競った。

その結果、9月25日に埼玉県で開催される全国大会に出場する選手は、大会規定により大沼　亨さん（両部門総合優勝）と後藤信二さん（同第5位）の二人に決定した。成績は次の通り。

〔敬称略〕

【A部門】	優　勝	大沼　　亨	日本通運㈱福島支店（県北分会）	（前列中央）
	準優勝	玉川　正人	日本通運㈱会津若松事業所（会津分会）	（前列右）
	第三位	小椋　　学	日本通運㈱郡山支店（県中分会）	（前列左）
【B部門】	優　勝	後藤　信二	いわき大王紙運輸㈱（いわき分会）	（後列中央）
	準優勝	石井　和彦	日通相馬港運輸㈱　（相双分会）	（後列右）
	第三位	三浦　秀一	いわき大王紙運輸㈱（いわき分会）	（後列左）

お知らせ　「夏季の省エネルギー対策」について

「夏季の省エネルギー対策」について、次の内容を参考にしていただき、ご協力いただけますようよろしくお願いいたします。

運輸関係について

①運輸分野における省エネ法に基づくエネルギー管理の実施

貨物（旅客）輸送事業者及び荷主においては、省エネ法の判断基準に基づく取組方針の策定など、適切なエネルギー管理を実施すること。

②公共交通機関の利用促進

通勤及び業務時の移動並びに休暇におけるレジャー等の人の移動においては、できる限り鉄道、バス等の公共交通機関を利用すること。また、近距離の移動については、徒歩や自転車での移動を図ること。道路交通混雑緩和のための時差通勤の促進に積極的に取り組むこと。

③エネルギー消費効率のよい輸送機関選択

自動車の購入に当たっては、省エネルギー基準を踏まえ、政府、事業者等が提供するエネルギー消費効率に関する情報を参考として、環境性能に優れた自動車（エコカー）の導入に努めること。

貨物の輸送に際しては、輸配送の共同化等による積載効率の向上、鉄道や内航海運といった大量輸送機関の積極的活用等、物流の効率化を図ること。

④エコドライブの実践

自動車を利用する場合には、エコドライブ10のすすめ（ふんわりアクセル、減速時は早めにアクセルを離す、ムダなアイドリングはしない、タイヤの空気圧を適正に保つ等）の実践、交通渋滞の軽減に資するシステムの利用（VICS及びITSスポットサービスの活用等）等とともに、自動車の利用をできる限り控えることにより省エネルギーに努める。また、バイオマス燃料等温室効果ガスの排出の少ない燃料の選択、使用に努めること。

会員だより（平成27年度会員名簿変更）

新規入会事業所

支部	店・社名	代表者名	郵便番号	住　所	車両台数
県南	㈱塙商事	塙　　忍	963−5403	東白川郡塙町大字常世中野字雨谷94−4	5

会員名簿変更

ページ	事業所名	変更事項	新	旧
3	㈱福島北桑運輸	代表者（支店・営業所代表者）	半田俊朗	村田裕之
10	柏洋運輸㈱	代表者（支店・営業所代表者）	菅澤和隆	菅澤英隆
16	日本郵便輸送㈱東北支社郡山営業所	代表者（支店・営業所代表者）	一条和彦	山田　仁
／	㈱シーエムシーネット通商郡山営業所	賛助会員から主管会員へ		
35→38	㈱シーエムシーネット通商会津営業所	主管会員から賛助会員へ		
／	㈲三森興産福島支店	県北支部から県中支部へ		
26	㈲高橋急送	代表者（支店・営業所代表者）	鈴木　孝	高橋さつき
33	㈲今井建材	代表者（支店・営業所代表者）	今井　慎	今井友子
39	平和流通㈱	代表者（支店・営業所代表者）	大杉恵子	大杉壽郎
41	中野運送㈲	代表者（支店・営業所代表者）	中野　量	中野　豊
52	㈱クニヨシいわき営業所	郵便番号 住所	971−8124 いわき市小名浜住吉字袋6番1	970−0316 いわき市小名浜住吉字袋6番1

お知らせ　事業報告書、事業実績報告書について

貨物自動車運送事業報告規則により、毎事業年度における営業活動の状況を報告する「事業報告書」と前年４月１日から３月31日までの１年間の輸送実績を報告する「事業実績報告書」の提出が必要となっております。

事業報告及び実績報告書の注意点　問合せ先 024−558−7755

事業報告書作成　３部（１部は事業者控え） 協会提出部数　２部	事業実績報告書作成　3枚（1部は事業者控え） 協会提出部数　２部
★提出期限　決算日より100日以内 （例　３月決算であれば７月10日まで） ※特定事業者の提出は不要です！	★提出期限　７月10日 ★記入時の注意点 決算日にかかわらず平成27年４月１日～平成28年３月31日までの実績を記入。 ※全事業者提出

紙媒体での報告書様式送付は現在行っておりません。様式を入手するには、当協会ホームページ（会員専用ページ⇒適正化事業）からダウンロード（様式はPDFまたはエクセルデータ）してください。
インターネット環境がない場合は、当協会にご連絡いただければ様式を送付いたします。

トラック広報　わだち７月号（通巻426号）
平成28年７月１日発行（毎月１回１日）
編集発行　公益社団法人福島県トラック協会
〒960-0231　福島市飯坂町平野字若狭小屋32
TEL 024-558-7755㈹　FAX 024-558-7731
H.P http://fukutora.lat37n.com/